

令和8年度

事業概要

こども家庭局

目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和8年度 主要事業	3

I. こども家庭局の概要

1. 局長 丸山 佳子
2. 局の職員数 1,443人（令和8年4月20日現在）
3. 令和8年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	652,607	4 民生費	147,960,404
18 国庫支出金	60,589,262	5 衛生費	4,515,491
19 県支出金	18,283,096	13 教育費	249,300
20 財産収入	82,049		
22 繰入金	1,921		
24 諸収入	10,788,162		
25 市債	1,183,000		
歳入合計	91,580,097	歳出合計	152,725,195

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	185,232	1 事業費	185,232
歳入合計	185,232	歳出合計	185,232

Ⅱ 組織と事務分掌

こども企画課	
(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	
こども未来課	
(1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。 (2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
こども青少年課	
(1)児童館に関すること。 (2)子ども会に関すること。 (3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。 (4)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。	
家庭支援課	
(1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。 (2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。 (4)母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。	
子育て支援課	
(1)ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。 (2)こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。	
若葉学園（第2類事業所）	
(1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。 (2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。	
総合療育センター（第2類事業所）	
(1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。 (3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。	
東部療育センター（第2類事業所）	
(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。	
西部療育センター（第2類事業所）	
(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)のぼろ学園への通園児童の指導及び支援に関すること。	
幼保振興課	
(1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関するこ	
	と。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)施設型給付費、地域型保育給付費等、施設等利用費及び乳児等支援給付費の支給に関すること。 (4)民間の教育・保育施設、地域型保育事業等及び乳児等通園支援事業に係る助成に関すること。 (5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)民間の教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業に係る施設の整備に関すること。 (7)市立の保育所の運営に関すること。 (8)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保育所（第2類事業所）	
(1)乳幼児の保育に関すること。 (魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台)	
幼保事業課	
(1)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること及び乳児等のための支援給付に係る乳児等支援給付認定に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可及び認定に関すること。 (4)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、乳児等通園支援事業及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (5)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)教育・保育内容の研究並びに保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の職員の研修に関すること。 (7)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
こども家庭センター（児童相談所）（部相当の行政機関）	
(1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。 (2)児童の心理学的、医学的、教育的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。 (3)児童の一時保護に関すること。 (4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。 (5)児童虐待の防止等に関すること。 (6)里親に関すること。 (7)児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。 (8)療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	

Ⅲ. 令和8年度 主要事業

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

【1】見守り支援・親と子の健康確保増進

◎（1）5歳児健康診査〔家庭支援課〕

心身の発達が著しい乳幼児期の健康保持増進のため、1か月児、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施している。さらに、こどもの成長・発達の課題を早期に発見し、就学に向けての適切な支援につなげるため、令和8年度下半期から、5歳に到達した幼児を対象に健康診査を試行実施する。

（2）こべっこウェルカム定期便〔子ども未来課〕

こどもが生まれた世帯を対象に、こどもの誕生をお祝いするプレゼントに加え、月に1回、おむつやミルク等の育児用品を子育て経験のある見守り配達員がお届けし、声掛けや子育て情報の提供等を行う（最大10回）。



○（3）妊産婦健康診査費用助成〔家庭支援課〕

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成しているが、令和8年度より、妊娠40週以降の妊婦等に対する支援を強化するため、助成の上限回数を14回から16回へ拡充する（上限金額12万円→13.6万円※多胎妊婦は16.1万円が上限金額）。

また、産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用（上限5千円/回）を助成する。

（4）産前・産後ホームヘルプサービス事業〔家庭支援課〕

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

◆産前（妊娠中）：最大10回 ◆産後（出産2年以内）：最大20回

◆多胎児家庭：0歳児 最大48回/年、1～3歳児 最大24回/年

○（5）産後ケア事業〔家庭支援課〕

産後1年以内の母親を対象に、助産所・産科等医療機関における宿泊・通所（各7日）および助産師による訪問（5回）を通して、育児支援や児童虐待の予防に努める。

令和8年度は、統一の予約システムによる実証実験を引き続き実施するとともに生後4か月以降のこどもを受け入れる施設、夜間の受入れ体制を強化している施設への加算を新設する。



【2】教育・保育の提供体制

（1）保育人材確保・定着支援〔幼保振興課・家庭支援課〕

◎①保育士確保策「6つのいいね」の対象拡充

保育所等に勤務する保育士を対象とする「6つのいいね」事業について、令和8年度より児童養護施設等に勤務する保育士にも対象を拡充する。

また、長時間預かりを実施している幼稚園等に勤務する保育士も宿舍借り上げ支援等の対象とする。

②一時金給付

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金給付（1～2年目：30万円/年）および採用3～7年目の職員に対する定着一時金給付（20万円/年）を行う。

③保育士宿舍借り上げ支援

採用1～7年目までの保育士の宿舍の借り上げ費用（最大10万円/月）を補助する。

④保育士等奨学金返還の支援

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用（5,000円/月）を補助する。

⑤未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援

保育所等にこどもを預ける保育士に対する保育料貸付を行い、保育料を1年間実質半額とする（上限27,000円/月）。

⑥潜在保育士等の職場復帰支援

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10万円）を給付する。

⑦スキルアップ支援

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士等キャリアアップ研修を行う。

○⑧保育士等の処遇改善

保育士等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。また、勤続年数に応じた給与改善も引き続き行う。

◎⑨中堅保育士（ミドルリーダー）の活躍支援

各施設や地域全体の保育の質向上のため、中堅保育士（ミドルリーダー）を中心に実施する公開保育等、学び合いの取組み等を支援する。

○⑩潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。また、市内養成校に通う学生が有償ボランティアの情報を入手、登録できるマッチング業務を新たに実施する。

（2）既存施設の老朽対策・耐震化 【幼保振興課】

安心・安全な教育保育環境を将来にわたって維持するため、老朽化した民間保育施設等の改築・大規模修繕および建物の耐震化にかかる費用の一部を補助する。

◎（3）民間園における1歳児受入れ枠拡大促進事業 【幼保振興課】

待機児童ゼロの保育環境を維持するため、1歳児クラスの定員を拡大する保育所等に対しての補助制度を新設する。

○（4）こども誰でも通園制度 【幼保振興課・幼保事業課】

保育所等に通っていないこども（生後6か月～2歳）が、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度について、施設への給付費及び実施施設の拡充等を行う（44施設→84施設）。

○（５）病児保育事業 【幼保事業課】

児童が病気などの際、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育事業について、兵庫区での新設により、令和８年度から全区で実施する。また、統一の予約システムを導入し、利用者の利便性向上と施設の負担軽減を図る。

【３】放課後こども対策の推進

○（１）学童保育ニーズ等に対する受入れ体制 【こども青少年課】

利用者数増加に対応するため、学校施設の共用利用等により学童保育の実施場所を確保する。

- ◆学校内での専用スペースの整備（５か所）
- ◆学校施設の共用利用のための教室改修（１か所）

また、学校図書館を放課後の居場所として活用し、学童保育利用者に限らないすべての児童を受け入れる「本のひろば」について施設数を拡充する（９か所→20か所）。

○（２）夏休み限定の学童保育事業 【こども青少年課】

夏休み期間のみの学童保育ニーズに対応するため、夏休み期間限定の学童保育実施施設数を拡充する（54か所→80か所）。

○（３）スポーツ体験事業 【こども青少年課】

児童の外遊びを促進することを目的に、様々なスポーツを体験する機会について、施設数を拡充して提供する（４か所→40か所）。

○（４）学童保育職員等の処遇改善 【こども青少年課】

全ての学童保育施設に常勤職員を配置し、利用者の増加や多様な特性を持った児童に対応できる体制を構築する。また、学童保育職員等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告等をふまえた職員の処遇改善を行う。

【４】子育て世帯の経済的負担の軽減

○（１）高校生等通学定期券補助 【こども青少年課】

市内在住高校生等の通学定期券代について、市内高校等に通う場合は全額、市外高校等に通う場合は半額を補助する。

また、令和８年度より、公共交通機関の通学が著しく困難な中学校区に在住する高校生等を対象に、保護者が自動車等で送迎を行う場合の補助制度を新設する。



○（２）妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援・経済的支援 【家庭支援課】

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

- ◆伴走型支援
 - ①妊娠期、育児期に面談を実施
 - ②妊娠８か月頃の妊婦にアンケートを実施し、希望者に面談を実施
- ◆経済的支援
 - 妊娠時に５万円、出産時にこども１人あたり５万円支給

(3) こども医療費助成 【こども未来課】

全てのこども（高校3年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～18歳：1医療機関等ごとに1日上限400円を月2回まで ※3回目以降無料

(4) 児童手当の支給 【子育て支援課】

次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として、所得制限なく、高校生年代までを対象に手当を支給する。

(5) 多子世帯の保育料の負担軽減 【幼保振興課】

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料（満1～2歳児の一時保育利用料含む）について、所得制限なく第2子半額・第3子以降無償にする。

◎ (6) 物価高対応子育て応援手当 【子育て支援課】

物価高の影響が長期化する中、こども1人当たり2万円を支給し、特に影響を強く受けている子育て世帯を支援することで、こどもたちの健やかな成長を応援する。

◎ (7) 児童福祉施設等への運営支援 【幼保振興課・家庭支援課・こども青少年課】

物価高騰の影響を踏まえ、国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金等を活用して児童福祉施設等の運営を支援する。

◎ (8) 児童養護施設等退所者への支援 【家庭支援課】

物価高騰の影響により、特に困難な状況に置かれている児童養護施設等退所者に対し、食料品や生活用品の配布・相談支援を実施する。

2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援

【1】 児童虐待防止・社会的養育の推進

○ (1) 児童虐待対応体制の強化 【家庭支援課・こども家庭センター】

児童虐待対応等にかかる職員について、児童福祉司・児童心理司を計10名増員するとともに、区役所への心理職の巡回を実施する。また、区役所が児童虐待対応方針を決定する際に外部有識者の意見を伺う機会を拡充する等、区役所職員の対応力の向上を図る。

◎ (2) 児童家庭支援センターを活用した児童虐待防止対策 【家庭支援課】

地域の子育て支援機関である、民間の児童家庭支援センターと連携し、虐待につながる恐れのある世帯への支援体制を強化する。また、児童家庭支援センターにおいて、虐待予防のための親子関係形成支援事業を実施する。

◎ (3) 社会的養護自立支援拠点事業 【家庭支援課】

児童養護施設退所者等の社会的養護経験者や、虐待経験等がありながら公的支援につながらなかった若者等を対象に、生活や仕事等の相談を受けるとともに、同様の境遇の者と交流できる拠点を新設することで、孤独・孤立を抱えるこども・若者を公的支援へとつなげる。

◎ **(4) 自立援助ホームの開設支援** 【家庭支援課】

児童の抱える課題が複雑化する中、多様な入所ニーズに対応するため、一時保護後等の受け皿拡充策として、新たに民間の自立援助ホームを整備する費用の一部を補助する。

(5) 里親委託の推進 【こども家庭センター】

養育里親のリクルートや里親制度の広報・啓発に取り組むとともに、里親家庭への支援の充実を図り、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもの委託を重点的に進める。

(6) 児童養護施設入所児童等に対する支援 【家庭支援課】

児童養護施設に入所する児童等の部活動又は習い事に係る費用・修学旅行費・通塾費等の費用を補助する。また、児童の就労支援として、企業等の職場見学・体験会を行う。

【2】発達が気になるこども等への支援

○ **(1) 発達相談支援体制** 【家庭支援課】

「こべっこ発達専門チーム」による相談等の支援を全区において実施し、療育センターとこども家庭センターにおける発達相談の待機期間の短縮や関係機関の対応力の強化を図る。

(2) 聴覚障害児支援中核機能強化事業 【家庭支援課】

神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するとともに、聴覚障がい児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取組みを進める。

(3) インクルーシブ保育 【幼保振興課・幼保事業課】

○① **すこやか保育等**

障がい児などに対し、必要な支援・援助を行いながら集団の中で成長発達を促進するため、保育士加配経費を補助するとともに、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設への支援としても、保護者同意不要の補助制度を引き続き実施する。

○② **保育所等における医療的ケア児の受入れ**

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とするこどもについて、心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、合計 23 施設で受け入れる。また、複数の医療的ケア児を受け入れ、看護師を複数配置している場合の加算を新設する。

【3】ひとり親家庭等への支援

(1) ひとり親家庭の高校生等通学定期券補助 【子育て支援課】

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯等）の高校生等が通学に必要な定期券の購入費を全額補助する。

(2) ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助 【子育て支援課】

進学に向けたチャレンジを後押しするため、高校生 3 年生年代のいる児童扶養手当受給世帯又は住民税非課税世帯に対して、大学等受験料を支援する。

(3) 児童扶養手当 【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的支援として、所得や扶養親族数等に応じた手当を支給する。

【4】こどもの貧困対策

○（1）子育て世帯への食を通じたつながり支援【こども未来課】

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等の支援機関につなげる団体に対する補助の拡充を行う。

また、既存の常温の寄附品の保管場所に加え、冷凍・冷蔵が可能な公共保管庫を確保し、団体の取組みを支援するとともに、冷凍冷蔵庫の設置・運営にかかる費用への補助制度を新設する。

○（2）学びへつなく地域型学習支援【こども未来課】

経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う民間団体に対して、運営費補助などの支援を行う。また、福祉局が実施している生活困窮世帯向けの学習支援事業を、令和8年度より本事業に統合し、民間団体の創意工夫を生かした主体的な活動を広げていくとともに、市民に分かりやすい制度へ見直す（18か所）。



3. やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくり

○（1）まちなか自習室【こども未来課】

カフェなどの民間施設の空き時間等を活用し、中高生が自習スペースとして無料で利用できる「まちなか自習室」について、高校生の乗降が多い駅周辺や無料の自習スペースがないエリアを中心に施設を拡充する（50か所→70か所）。



（2）青少年会館やユースプラザ等【こども青少年課】

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

（3）中高生世代のための駅前フリースペース【こども未来課】

駅前に若者の集まる空間を創出し、にぎわいづくりにつなげるため、神戸電鉄谷上駅前にて、中高生のためのフリースペースを運営する。

○（4）こどもの居場所づくり【こども未来課】

こどもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごしながら、様々な学びや体験活動に接する機会も得られる「こどもの居場所づくり」について、事業に取り組む地域団体等に対し、食材高騰の影響もふまえた支援を行う（令和8年1月現在 352か所）。

また、令和8年度においては、物価高騰の影響を踏まえ、地域団体等へ神戸産の米を配付し運営を支援する。

4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり

○（１）児童館のさらなる活用 【こども青少年課・こども未来課】

全 120 館の児童館に常勤の「子育てチーフアドバイザー」を引き続き配置し、子育て相談に常時対応する。

こどもの体験機会の充実として、英語体験や国際交流等の機会を全館に拡充して提供する。また、こどもたちが本に触れる機会を増やす取組みとして、「子育てチーフアドバイザー」等を対象に絵本の読み聞かせ等に関する講座を新たに実施し、「こうべ絵本ナビゲーター」を育成する。

（２）児童館等の再整備 【こども青少年課】

旧北区役所跡地に北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う（令和9年度供用開始予定）。

○（３）地域子育て支援拠点 【こども青少年課・こども未来課】

屋内外に大型遊具を備えた「こべっこランド」について、駐車場料金の見直しによる財源を活用した魅力向上に取り組む。また、就学前のこどもが室内で安全に思い切り遊べる「こべっこあそびひろば」、親子が気軽に集える「おやこふらっとひろば」を運営する。

（４）情報発信等による子育て支援施策の推進 【こども未来課】

子育て応援サイト「こどもっと KOBE」や「こどもっと KOBE くらぶ」Instagram 等の SNS を活用し、市民目線で、神戸での子育てのしやすさや楽しさにつながる情報を市内外へ発信する。

また、妊娠中から役立つ情報を配信する「こうべ子育て応援 LINE」や、利用者のニーズに合わせた情報配信に加え、相談機能も備えた「ここならチャット KOBE」を活用し、引き続き、妊娠・出産期からライフステージに応じた、切れ目のない子育て支援を発信する。

